

令和元年度 海水浴場運営費補助金

評価表 NO.

所管部課名	観光・シティセールス課			担当者	鶴屋 健太			
事務事業名	本土地域観光物産施設事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、海水浴場運営費補助金交付要領							
補助経過年数	2 1 年以上							
令和元年度 予算額	1, 600 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		0 千円	1, 600 千円	0 千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	西方海水浴場利用者数			1 8 , 0 0 0 人	令和 6 年度			
成果指標②								
補助対象者	西方海水浴場振興会							
補助対象経費	西方海水浴場の開設中に係る経費（監視員人件費、宣伝広告、監視棟の施設整備、光熱費等）							
補助対象事業・活動の内容	西方海水浴場運営事業の実施（海水浴客の安全・安心の確保及び海水浴客へのサービス向上等を通じて海水浴客の増加に繋がるよう西方海水浴場を適正に運営管理すること。）							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算に定められた範囲内							
上記項目の積算方法	予算に定められた範囲内で例年の活動実績に基づき積算							
補助を受ける 3 年間の事業（団体）等の 決算状況	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	50, 001	3. 0%	86, 001	5. 1%	83, 501	4. 9%
		会費収入	19, 000	1. 1%	50, 000	3. 0%	50, 000	2. 9%
		事業収入	12, 000	0. 7%	20, 000	1. 2%	17, 500	1. 0%
		寄付金・その他助成	19, 001	1. 1%	16, 001	0. 9%	16, 001	0. 9%
		市補助金	1, 600, 000	96. 7%	1, 600, 000	94. 7%	1, 600, 000	94. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（前年度繰越金）	4, 842	0. 3%	2, 956	0. 2%	18, 725	1. 1%
		計	1, 654, 843	100. 0%	1, 688, 957	100. 0%	1, 702, 226	100. 0%
	支出	事業費	428, 887	25. 9%	429, 232	25. 4%	441, 786	26. 0%
		人件費	1, 223, 000	73. 9%	1, 241, 000	73. 5%	1, 255, 000	73. 7%
		その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（翌年度繰越金）	2, 956	0. 2%	18, 725	1. 1%	5, 440	0. 3%
		計	1, 654, 843	100. 0%	1, 688, 957	100. 0%	1, 702, 226	100. 0%
		支出計/前年度支出計			102. 1%		100. 8%	
		自己資金/前年度自己資金			172. 0%		97. 1%	
翌年度繰越金/市補助金	0. 2%		1. 2%		0. 3%			
交付件数		1 件		1 件		1 件		
成果指標の推移①		2 9 , 8 6 5 人（遊泳禁止 1 日）		1 4 , 0 0 0 人（遊泳禁止 5 日）		1 7 , 3 2 0 人（遊泳禁止 5 日）		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 8 年度評価「見直しの上で継続：補助内容の改善」「適格性及び妥当性：低い」 ・ 出店者の負担の在り方を見直し、会計の透明性を高めると同時に、会員数を増やす努力をされた。 【前回評価への回答】夏場の開設期間中はこころHPで毎日の遊泳情報を掲載し、集客につながるよう情報発信に努め、目標値の利用者 1 万 5 千人以上を達成した。また、自己資金の会費収入を増額した。 【事業のPR方法】公共施設等へのポスター掲示、インターネットを活用した情報発信 【費用対効果】監視棟からの監視や、休日等の利用客が多い日は船を出して海上からの監視を強化し、安全安心な海水浴場として今後もPRを図り、利用者拡大につなげる。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	海水浴場を適正に運営管理することは、海水浴客の利便性を図り、もって本市の観光振興に資するものと考えられる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	B	海水浴場を適正に運営管理し、海水浴客の安全性を確保するには、監視員の常設が必要であるが、行政による資金的な支援なしには、相応の人員を安定的に配置することは困難である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	海水浴場を適正に運営管理することは、海水浴客の利便性を図り、もって本市の観光振興に資するものと考えられるが、海水浴情報の情報発信や天候などの要因により、成果（来場者数）を安定的に確保することは容易ではなく、今後も大きな課題といえる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該海水浴場は、地元の貴重な地域資源であり、地元団体により運営管理されることが、地域資源を次世代へ引き継ぐ上でも重要であると考えられる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	現時点では妥当な水準と言えるが、今後も厳しく引き続き精査する必要がある。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助対象経費が明確に規定されているとともに、その目的にも合致していることから、妥当性を欠くものとは言えない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《上記方向の理由》 当該事業に係る事業主体は、会員の担い手問題等、昨今の社会情勢の変化等への対応などに関する改善すべき課題があるものと思われるが、補助金に関しては、西方海水浴場の適正な運営管理を図る上で必要なものであると認められることから、今後も現状のまま継続することが適当であると思われる。		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 西方海水浴場振興会の体制改善（会員の増員や活動の拡充など）		《まとめ》

海水浴場運営費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる海水浴場運営費補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 海水浴場運営費補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、海水浴客の安全・安心の確保、海水浴客へのサービスの向上等を通じた海水浴客の増大及び周辺地域の活性化に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 海水浴場運営費補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 海水浴場運営費補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 監視手当
- (2) 会場設営に係る経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、西方海水浴場の運営に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 海水浴場運営費補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月30日とする。

(交付の基準)

第6条 海水浴場運営費補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に海水浴場運営費補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 海水浴場運営費補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第 8 条 海水浴場運営費補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、西方海水浴場の利用者数を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第 9 条 海水浴場運営費補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。